

＼中小企業の皆様へ☆取引改善のススメ／

出張！トリテキ会議

< 取引適正化推進 >

公式キャラ
どつきん



🔊『労務費転嫁指針』を策定しました！

狙いは、賃上げ原資を確保するための『労務費の価格転嫁』でございます。

取引改善に役立つ
最新情報をお届けします！



🔊『手形による支払』が禁止されます！

中小受託事業者の利益保護のため、対象取引において、手形払が禁止されます。

物価高だし、従業員の給料を上げてあげたい、
だけど元手が...

資金繰りが
大変なんだけどな



【本件の照会先】

公正取引委員会事務総局 経済取引局

取引部 企業取引課(指導班)

03(3581)3375(直通)

サプライチェーン全体の取引適正化をめざして！

労務費転嫁指針は、企業間取引の価格転嫁を支援します！

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（略称は「労務費転嫁指針」です）を公表しました。狙いは、転嫁しづらい労務費に関し、賃上げ原資確保のための価格交渉を促進すること！！

この指針のポイントは、発注者として採るべき行動（6項目）に加え、受注者が採るべき行動（4項目）及び発注者・受注者の双方が採るべき行動（2項目）を明示したことにあります。

👉 令和6年度に実施した特別調査においては、労務費転嫁指針を知っている受注者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられました。

👉 価格交渉の際には、**労務費転嫁指針を積極的に活用しましょう！**



適切な価格転嫁が行われるよう、取引環境の整備を図ります！

発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくため、令和7年5月16日に下請法改正法が成立し、令和8年1月1日に施行されます。

改正後は、コスト上昇等の局面において、中小受託事業者が価格協議を求めたにもかかわらず、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定が禁止されることとなります。

👉 **協議が適切に行われることが期待できます！**



中小受託事業者の資金繰りの改善を図ります！

改正後（令和8年1月1日施行）は、手形払が禁止されることとなります。また、電子記録債権やファクタリング等についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されることとなります。

👉 中小受託事業者の**資金繰りの改善が期待**できます！



～ くわしく知りたい方は、下記の相談窓口までお問い合わせください。～
(ゼロゼロー110番)

フリーダイヤル 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く。）